平成24年 第1回 市議会臨時会

平成二十四年第一回市議会臨時会が二月十五日（金）に開催されました。

この臨時会では、市長から提出された案件は、工事請負契約の変更議案一件であり、日本たばこ産業跡地に設置する（仮称）多目的公園の工事費を六百二十七万九千円増額し、契約金額を三億一千五百八十一万九千円に変更するものであります。

変更する内容は、噴水施設のグレーチングを災害の緊急時の安全性を考慮し、重荷重用の製品に変更し、園路のアスファルト舗装の増工等を実施するものであります。

本議案につきましては、全会一致で可決されました。

議案第一号 工事請負契約の変更について　原案可決

議会活性化推進特別委員会

委員長　印南久雄
副委員長　藤田紀夫
委員　星雅人　高瀬重嗣　君島孝明　小西久美子　篠崎博　小池利雄　黒澤昭治　鈴木徳雄　引地達雄　印南好男　前田雄一郎（十三名）

市民に身近な議会となるべく、議会に何が必要かを幅広く検討するとともに議員自らが議会の現状を見直し、一層市民の付託に応えるため議会体制づくりを進めるとともに、分権時代にふさわしい議会とするため、議会運営のあり方など、議会活性化全般について調査・検討をしていきます。

委員長　高野礼子
副委員長　中川雅之
委員　鈴木央　滝田一郎　植竹福二　大豆生田春美　菊池久光　前野良三　増渕寛江　井上泰弘　小林正勝　小野寺尚武（十二名）

災害・新エネルギー対策特別委員会

東日本大震災の教訓を踏まえ、発生が予想される大規模災害から市民の生命、財産及び地域経済を守り、地域の防災力を高めるとともに、地球温暖化対策やエネルギー自給率向上等の観点から、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大について調査研究を進め、新エネルギーの普及促進策を考えていきます。

意見書提出

３月定例会の最終日に議員より、「霞ヶ浦導水事業の中止を求める意見書」（案）及び「原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書」（案）が議長に提出され、本会議において議員案第４号及び議員案第５号として上程し、可決いたしました。
これらの意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。

霞ヶ浦導水事業の中止を求める意見書

霞ヶ浦及び水戸市の桜川の水質浄化と東京都をはじめとする首都圏の水道水並びに工業用水を確保する為とした霞ヶ浦導水事業は、昭和５１年に事業計画調査に着手、昭和５９年に建設工事が進められてから既に３０有余年が経過している。

その間に３回の計画変更がなされ、総事業費１９００億円の内すでに１４７０億円を費やし、工事の進捗率は３５％に留まっているものと捉えている。

地元漁業関係者は、当事業計画に対し、当初から地元の漁業権を無視し、更には地権者の同意を得ることなく進められたことに深い憤りと自然環境を破壊し、水生生物の生息を脅かすものと捉え、日本一の漁獲高を誇る鮎の那珂川を守るためにも絶対事業を継続させてはならないと本事業の中止を求めてきている。

平成２３年３月１１日に発生した未曾有の東日本大震災は、東北各県をはじめとして各地に甚大な被害をもたらし、これら各地の災害復旧に要する経費は計り知れないところである。
更には導水事業に参画していた受益者の千葉県千葉市並びに千葉県内の水道事業団は、この事業から撤退する旨を表明していることから、関係各県も事業から撤退するものと考えられ、同事業への水需要は今後なくなることが予想される。

このことからも、霞ヶ浦導水事業計画を見直し、即これらの事業費を被災地災害復興費に充て、一日も早い被災地の復旧復興に更なる尽力を注ぐべきである。

よって、現在の日本の経済状況や社会情勢の実情に鑑み、国は一刻も早く霞ヶ浦導水事業を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年３月２２日

栃木県大田原市議会

提出先：国土交通大臣